

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年1月13日（水）10時00分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官、高木技術参与

審査グループ 地震・津波審査部門

江寄企画調査官、千明主任安全審査官

検査グループ 専門検査部門

宮崎上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 2号機燃料取り出し関連の実施計画変更申請一覧
 - ✓ 本申請は燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置に関する範囲のみとし、燃料及び輸送容器の取扱いに関しては運用開始までに別途申請する予定である。
- 2号機燃料取り出し用構台及び燃料取扱設備の設置に係る工程表
- 燃料取扱設備の構成及び燃料取り出し手順
- 実施計画の変更認可申請の内容
 - ✓ 2. 1 1 「使用済燃料プールからの燃料取り出し設備」
 - ✓ 2. 1 1 添付資料－1－1 「燃料の落下防止、臨界防止に関する説明書」
 - ✓ 2. 1 1 添付資料－5 「使用済燃料プールからの燃料取り出し工程表」
- 本申請に係る説明スケジュール（案）

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 燃料の健全性及び移送操作中の燃料集合体の落下に係る説明（2. 1 1 添付資料－1－3及び同添付資料－3－3）の変更点については、その内容を踏まえて本申請の設備等に係る審査を進める必要があることから、別申請ではなく本申請に含めること。
- 本申請の設備等で取り扱う燃料、輸送容器等について具体的に説明するとともに、それらを踏まえて、各設備等の仕様の設定の考え方を説明すること。
- 燃料取り出し用構台について、既認可の3号機及び4号機の燃料取り出し用カバーとの相違点について説明すること。
- 燃料取扱設備において、伸縮、起伏、旋回及び昇降により位置決めをするための制御方法、誤操作防止対策並びに落下・衝突防止対策について具体的に説明するとともに、燃料の遮蔽水深の確保に係る考え方を説明すること。
- 本申請では燃料取扱機とクレーンが同じ走行台車上にあり、同時に使用済燃料プール近傍に移動するにもかかわらず、両者の耐震性に係る波及的影響の

- 考え方が異なる理由について説明すること。
- 本申請の設備等の品質確保に係る考え方を説明すること。
 - 先行する3号機での燃料取り出しに係る不適合事象を踏まえて、2号機での燃料取り出しに反映する対策について説明すること。
 - 2号機原子炉建屋オペレーティングフロアの高線量環境での設備の故障等、リスク評価を踏まえた予備品、運転手順等への対応について説明すること。
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について